大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年条例第4号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
第3章 廃棄物の適正処理	第3章 廃棄物の適正処理
第 23 条の 2 の 2 (略)	第 23 条の 2 の 2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定は、次の各号のいずれに該当する保管については、	3 前2項の規定は、次の各号のいずれに該当する保管については、
適用しない。	適用しない。
(1)-(5) (略)	(1) - (5) (略)
(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別	(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別
措置法(平成13年法律第65号) 第8条第1項(同法第15条に	措置法(平成 13 年法律第 65 号) <u>第8条</u> の規定による届出に係
<u>おいて準用する場合を含む。)</u> の規定による届出に係るポリ塩	るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管
化ビフェニル廃棄物の保管	